

議案第 67 号

あきる野市議会議員及びあきる野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 29 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 66 号）の公布に伴い、市議会議員の選挙におけるビラの作成に係る公費負担に関する規定を整備する必要がある。

あきる野市議会議員及びあきる野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市議会議員及びあきる野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「あきる野市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第 6 条中「（あきる野市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあきる野市議会議員及びあきる野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。